

事 務 連 絡

平成 25 年 2 月 15 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会

専務理事 押田 彰

[公 印 省 略]

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の公布について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 3 月に会計上の変更および誤謬の訂正に関する会計基準の制定及びその他の会計基準の改正等を踏まえて施行された会社計算規則の一部を改正する省令（平成 23 年法務省令第 6 号）により株式会社の財務諸表の作成方法が変更されました。これに伴い、平成 25 年 2 月 13 日付けで建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年国土交通省令第 4 号）が公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されることとなった旨、国土交通省より通知がありました。

つきましては、別添のとおり関係資料を送付いたしますので、貴会会員に対しご周知くださるようお願い申し上げます。

なお、改正後の様式の電子データについては、国土交通省HPから入手することができることを申し添えます。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000086.html

（「国土交通省HP」→クイックリンクから「土地・建設産業」を選択→

「建設産業・不動産業」を選択→「建設業の許可」を選択→「許可申請の手続き」）

敬 具